

プログラム名：「ベジタリアン・ヴィーガン JAS～ベジタリアンやヴィーガンの方の適切な商品選択のために～」

御質問	回答
<p>食品製造業です。顧客から「ベジタリアンやヴィーガン対応品はありますか？」と問合せを頂く機会があるのですが、「認証を取得していない＝該当品なし」になりますか？</p>	<p>【事務局からの回答】</p> <p>ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS の認証を取得していないと、容器包装に「ベジタリアン」や「ヴィーガン」といった表記ができないわけではありません。一方で、「ベジタリアン」や「ヴィーガン」といった表記の根拠（JAS 規格、国際規格、又は民間規格）は必要となりますが、国家規格である本 JAS の認証を取得し JAS マークを付すことは信頼のある根拠として、消費者にアピールすることができると思います。</p>
<p>ベジタリアンやヴィーガンを標榜する広告やパッケージがありますが、JAS 規格を満たさない場合に、有利誤認となる可能性はありますか。</p>	
<p>Vegan や vegetarian を Google で検索していたら以下の規格が見つかりました。JAS0025 に類似した ISO 規格のようですが、ご存じでしょうか。</p> <p>ISO23662:2021Definitions and technical criteria for foods and food ingredients suitable for vegetarians or vegans and for labelling and claims</p>	<p>【事務局からの回答】</p> <p>承知しております。ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS は、ISO 23662 を参考として作成しています。なお、日本の実情に沿った実行可能性のある規格とするために、原材料、動物試験、区分管理、揚げ油の規定については、日本の実情に合わせて詳細に規定しているところです。</p>
<p>有機 JAS のように海外諸外国との同等性がありますか。</p>	<p>【事務局からの回答】</p> <p>ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS には、有機食品 JAS のような同等性の仕組みはありません。なお、日本においてベジタリアン・ヴィーガンの表示に対する表示規制はなく、海外のマークや表示を付したまま国内で流通させることが可能です。</p>
<p>認証取得事業者はどのくらいありますか。またその業態や業界は。</p>	<p>【事務局からの回答】</p> <p>現在、ベジタリアン又はヴィーガンに適した加工食品 JAS の認証事業者は3者（国内2者、外国1者）、ベジタリアン又はヴィーガンに適した料理を提供する飲食店等の JAS の認証事業者は3者</p>

	<p>になります。認証事業者様に関する情報は以下で公表しております。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_business_domestic.html</p>
<p>原料がベジタリアンまたはヴィーガンに適したものであることの確認を“2次原料まで”とされた背景をご教示ください。また、これは国際規格や他国の認証と差はありますか？</p>	<p>【事務局からの回答】</p> <p>本 JAS の制定にあたり参考にした ISO23662 では「使用できる原材料について、いかなる段階でも動物由来のものを使用されていないものである必要がある。」と規定されており、何次原料まで遡って確認する必要があるのかは明確にされておられません。</p> <p>そこで、動物由来の原材料、食材及び添加物を使用していないことをどこまで遡って確認することが可能か、本規格の原案の検討において実行可能性を踏まえて検討されました。その結果、原則として、認証事業者（製造業者等、飲食店等）が直接使用する原材料、食材又は添加物（1次原料）及びそれらの原材料（2次原料）を、認証事業者が確認することを求めることといたしました。</p> <p>ただし、動物の骨炭及び甲殻類から得られるキトサン並びに原材料及び添加物の名称等から動物由来であることが容易に判断できる場合にあっては、いかなる段階においても、当該原材料及び添加物を用いてはならないとされました。</p> <p>なお、他国の認証との差については、把握しておりません。</p>

その他、セミナーの内容に関する御意見については、次回のセミナー内容の企画の参考とさせていただきます。